令和3年度 日本電気技術規格委員会における民間規格評価への対応状況について

令和4年7月29日

日本電気技術規格委員会

1.概要

- 日本電気技術規格委員会（以下、「JESC」という。）は、第23回電力安全小委員会において、「民間規格評価機関の要件」に適合する民間規格評価機関としてご確認いただき、当該要件に則って規格評価を行ってまいりました。
- 令和3年度は、国の基準に引用される民間規格24規格（JESC 12規格、JIS 12規格）について評価を実施し、そのプロセスについては、民間規格評価機関に関する内規に基づき、民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）による評価を実施しました。
- 同委員会では、令和３年度の評価プロセスにおいて、内規記載事項を満足していることが認められました。
- 今回、JESCが実施した民間規格24規格について、民間規格評価機関の要件への対応状況は、後述の通りです。

2.民間規格評価活動状況（令和3年度）

一括エンドーススキームに基づく民間規格等のリスト化を要請（R3.7.20、R3.11.19、R4.2.7）

民間規格等制改定プロセス評価委員会（民間規格評価委員会）にて規格の制改定プロセスに問題ないか評価を実施(R3.5.17、R3.11.8、R4.1.25)

①～③、⑤、⑥

パブリックコメント実施（R3.3.30～R3.4.28、R3.9.10～R3.10.9、R3.12.17～R4.1.15）

⑧、⑨

日本電気技術規格委員会（技術評価委員会）にて技術的な評価を実施（R3.3.25、R3.9.7、R3.12.14）

①～③、⑤、⑥

評価

外部評価機関による評価プロセスの適合性確認（R4.3.28）

注：丸数字は後述する「4.適合性確認評価基準」の項目番号を示す。

民間規格24規格
（JESC：12規格、JIS：12規格）

民間規格作成機関より、当該民間規格の定期確認に関する上程を受け、JESCにて評価を実施。

3.令和3年度 評価内容（1/2）

・24の民間規格について、前述の**評価プロセスに則り**、定期確認を実施
・24の民間規格に関する審議の結果、15個の規格について更新を行うことで、**委員会の了解**が得られた

（1）JESC規格

規格名	規格の概要	更新の要否
JESC E2006(2021)	低高圧架空引込線と植物との離隔距離	要
JESC E2020(2016)	耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法	否
JESC E2021(2016)	臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離	否
JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	要
JESC E7002(2021)	電気機械器具の熱的強度の確認方法	要
JESC E7003(2005)	地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法	否
JESC E3001(2000)	フライダクトのダクト材料	否
JESC E6001(2011)	バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設	否
JESC E6002(2011)	バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設	否
JESC E6003(2016)	興行場に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構設備の配線	否
JESC E6004(2001)	コンクリート直天井面における平形保護層工事	否
JESC E6005(2003)	石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事	否

3.令和3年度 評価内容（2/2）

（２）JIS規格

規格名	規格の概要	更新の要否
JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	要
JIS T 1022(2018)	病院電気設備の安全基準	要
JIS B 8210(2017)	安全弁	要
JIS B 8265(2017)	圧力容器の構造－一般事項	要
JIS G 3352(2014)	デッキプレートの材質	要
JIS C 3408(2014)	エレベータ用ケーブル	要
JIS C 3410(2018)	船用電線	要
JIS C 1910-1(2017)	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項	要
JIS C 4604(2017)	高圧限流ヒューズ	要
JIS K 7350-1(2020)	プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則	要
JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材	要
JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材	要

4. 適合性確認評価基準（1/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
① 評価される**民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない**。	○	・**規約に基づき運営。** ・**技術評価委員会である委員会（JESC）の委員**は、学識経験者、消費者団体及び、電力会社、電機メーカー、電気管理技術者、電気工事会社、ガス会社、発電事業者等を代表する方々により構成されている。（参考1 参照） ・**プロセス評価委員会の委員**は、学識経験者、消費者団体、電気事業者、電気保安会社、電気工事会社、電機メーカー、ジャーナリスト、安全研究所、弁護士を代表する方々から構成されている。（参考2 参照）
②民間規格評価機関は、**規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。**	○	・**規約に基づき運営。** ・委員会規約において、**分担金を負担してない団体であっても、委員会に参加し、規格の付議や承認を求めることができること等、金銭的な制約を求めることなく規格評価プロセスに参加することができることを担保。**【委員会規約第21条】

4. 適合性確認評価基準（2/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
③民間規格評価機関は、**評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。**	○	・**規約に基づき運営。** ・**技術評価委員会である委員会（JESC）およびプロセス評価委員会は、**委員会規約において、「全委員数の３分の２以上の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。」と規定してあるのみで**会員資格の条件を付けていない**。 【参考：委員構成】 ・委員会（JESC）：学識経験者、消費者団体及び、電力会社、電機メーカー、電気管理技術者、電気工事会社、ガス会社、発電事業者等 ・プロセス評価委員会：学識経験者、消費者団体、電気事業者、電気保安会社、電気工事会社、電機メーカー、ジャーナリスト、安全研究所、弁護士

4. 適合性確認評価基準（3/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
④民間規格評価機関は、**作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。**	○	・**要領に基づき運営。** ・令和3年度は、**質問56件**、苦情0件、異議申し立て0件が寄せられ、いずれも**対応済**である。
⑤民間規格評価機関は、**評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、**適切な手順を**文書で定めなければならない。**	○	・**規約等に基づき運営。** ・規格評価プロセスの概要は次の通り。 ○**審議の要請**：事務局は、民間規格等作成機関より審議要請を受けた場合、委員会での審議に必要な資料の提出を求める。 ○**委員会での審議、承認**：委員会では、国の基準等の改正要請について、省令基準との適合性、国際規格との整合性及び技術的妥当性について審議する。 ○**意見公募手続き（パブリックコメント）**： 1.事務局は、委員会の承認を得た後に、国の基準等の改正要請について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。 2.事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。

4. 適合性確認評価基準（4/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
（前頁からの続き） ⑤民間規格評価機関は、**評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、**適切な手順を**文書で定めなければならない。**	○	（前頁からの続き） 3.事務局は、外部へ公開し意見を聞く手続きの結果をまとめ、メール等により委員に通知する。なお、意見公募手続きにより重大な修正が必要であると判断された場合は、委員会での再審議等を行う。 補足：規格評価プロセスは、「2.民間規格評価活動状況」の**青色で囲んだ部分**が該当する。
⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、**これに関係する省令基準及び基準解釈における条文**（既に引用されている民間規格等を含む）**を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。** －評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	・**要領に基づき運営。** ・民間規格等の評価を行うに当たり、**関係する省令基準及び基準解釈における条文**（既に引用されている民間規格等を含む）を技術評価書に記載し、明らかにしている。 ・また、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を**評価書（参考4 参照）**としてとりまとめている。 －評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。

4. 適合性確認評価基準（5/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
（前頁からの続き） －関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。 －関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。 －その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。 また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。		（前頁からの続き） －関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。 －関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。 －その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。 　また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。 ・なお、評価結果である**技術評価書の記入例**については、審議に係る要領の別紙１及び別紙２（参考4 参照）に記載している。

4. 適合性確認評価基準（6/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
⑦民間規格評価機関は、**民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない**。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。	○	・**規約等に基づき運営。** ・**業務計画**（事業計画）は、**一年に一回作成**し、**JESCホームページにて公開**している。 ・令和3年度の業務計画（事業計画）の主な項目 ○委員会（JESC）の開催予定 ○プロセス評価委員会の開催予定 ○外部評価機関の開催予定 ○民間規格等作成機関からの要請予定 ○民間規格の定期確認への対応 ○民間規格の国際整合化、国際協力 ○日本電気技術規格委員会功績賞の表彰 ○外部からの問い合わせ対応

4. 適合性確認評価基準（7/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより**民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも３０日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集**を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。	○	・**要領に基づき運営。** ・民間規格等の評価結果をとりまとめる前に、**電気新聞**及び**JESCホームページ**に**30日間**の意見公募期間を設けた意見募集公告を掲載し、広く意見募集を実施している。 ・意見募集により得られた意見は、審議に係る要領において**次の方法を規定**しており、適切に対応する。 ○外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請。 ○意見公募手続きにより重大な修正が必要であると判断された場合は、委員会での再審議等。 ・意見募集によって対応した場合は、評価書案を国に提出するが、**令和3年度中に該当する案件はなかった**。

4. 適合性確認評価基準（8/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
⑨民間規格評価機関は、**当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行う**などの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。	○	・**要領に基づき運営** ・当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、審議に係る要領において、**次の方法を規定**しており、適切に対応する。 ○外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請。 ○外部へ公開し意見を聞く手続きの結果をまとめ、メール等により委員に通知。意見公募手続きにより重大な修正が必要であると判断された場合は、委員会での再審議等。 **令和3年度中に該当する案件はなかった**が、審議に係る要領にのっとり、適切に対応していく。

4. 適合性確認評価基準（9/9）

「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

項目	評価	説明
⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した**民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。**	○	・**要領に基づき運営** ・委員会の規格番号を付与し、**リスト化（一覧表を作成）してJESCホームページで公開している。** ・令和3年度は、規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が必要なものについては、関係行政機関に改正要請を行い、**4月1日付で改正されたものをJESCホームページで公開**した。（参考5 参照）

4月1日の電技解釈改正を受け、JESCホームページに電技解釈に関連付く規格一覧を掲載（リストA）

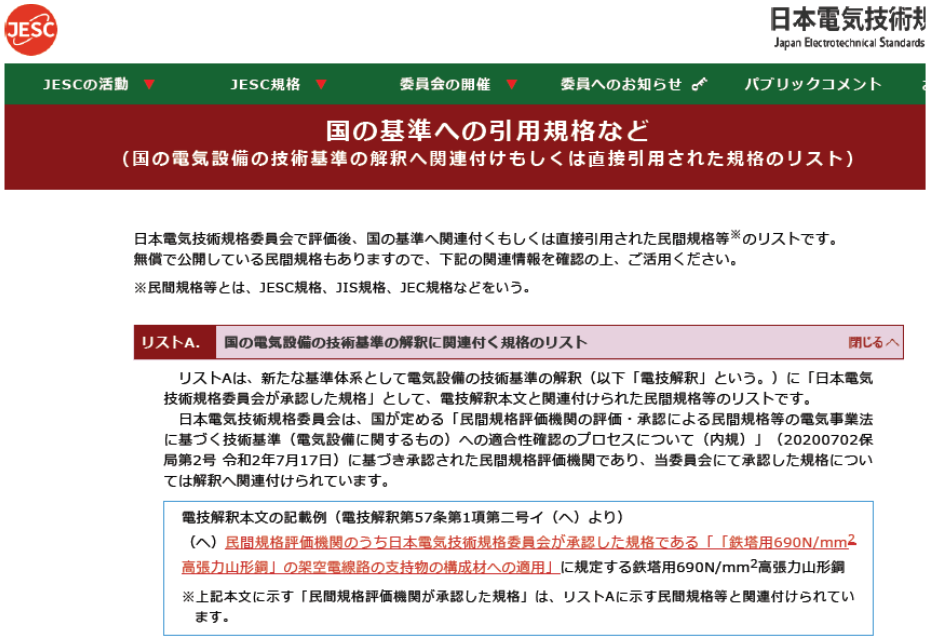

参考1.日本電気技術規格委員会（JESC）の委員構成

令和4年6月16日現在

委員	委員	委員
前 東京大学◎	中部電力パワーグリッド	日本電気協会
東京大学〇	関西電力送配電	電気設備学会
東京大学	電源開発	日本ガス協会
電力中央研究所	日本電機工業会	火力原子力発電技術協会
中央大学	日本電線工業会	発電設備技術検査協会
東京大学	日本配線システム工業会	日本非破壊検査協会
大阪大学	電気保安協会全国連絡会	日本溶接協会
武蔵大学	全国電気管理技術者協会連合会	電力土木技術協会
京都大学	日本電設工業協会	日本風力発電協会
神奈川県消費者の会連絡会	全日本電気工事業工業組合連合会	太陽光発電協会
主婦連合会	日本電力ケーブル接続技術協会	日本内燃力発電設備協会
電気事業連合会	電気学会	日本電気計器検定所
東京電力ホールディングス	日本機械学会	日本電気工事技術講習センター

◎：委員長　〇：委員長代理

参考2.民間規格等制改定プロセス評価委員会（プロセス評価委員会）の委員構成

令和4年1月25日現在

委員
東京電機大学◎
東京大学〇
主婦連合会
電気事業連合会
電気保安協会全国連絡会
全日本電気工事業工業組合連合会
日本電機工業会
ジャーナリスト
社会安全研究所
ひなた総合法律事務所

◎：委員長　〇：委員長代理

参考3.外部評価機関の委員構成

令和4年3月28日現在

委員
東京大学◎
日本品質保証機構
電気安全環境研究所

◎：委員長

参考4.評価書（技術評価書）の記載例（1/2）

令和3年度に評価を実施した、JESC E7001「電路の絶縁耐力の確認方法」の技術評価書を一例として記載する。

JESC E7001「電路の絶縁耐力の確認方法」の改定に関する技術評価書

技術評価の要件	評価	確認内容
１．関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	–	基準省令：第5条【電路の絶縁】 基準解釈：第16条【機械器具等の電路の絶縁性能】
２．規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	本規格は、電気事業法に関連する技術基準の解釈に従来から引用されている民間規格である。 常規対地電圧による絶縁性能の確認の方法については、３．技術的規定において明確に規定されており、かつ実現可能な内容となっている。
３．関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。		今回、JESC E7001に引用を要望するJEM1225「高圧コンビネーションスタータ」は、発刊されている最新版（2007年版）であることから最新知見を参照・考慮されている。 　その他、今回の改定で、JESC E7001で引用されているJIS、JEC規格の改定動向の調査が実施され、最新年号の規格に更新が行われている。

参考4.評価書（技術評価書）の記載例（2/2）

技術評価の要件	評価	確認内容
４．関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	表1のとおり、省令基準等に適合することを確認した。
５．その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	当該規格は、常規対地電圧による絶縁性能の確認を適用できる設備、機器の種別ごとに明確に規定し、規格使用者に対する利便性の配慮がなされている。 また、規格の制定根拠について解説の中で明確に記載されている。

表1　省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認結果
第5条【電路の絶縁】 電路は、大地から絶縁しなければならない。ただし、構造上やむを得ない場合であって通常予見される使用形態を考慮し危険のおそれがない場合、又は混触による高電圧の侵入等の異常が発生した際の危険を回避するための接地その他の保安上必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。 2　前項の場合にあっては、その絶縁性能は、第22条及び第58条の規定を除き、事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがないものでなければならない。 3　（省略）	JEM1225に基づき作成された高圧コンビネーションスタータについて、設置後の常規対地電圧の印加による確認で、事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれはないか。	○適合 JEM1225に基づいて作成された高圧コンビネーションスタータは、工場における耐電圧試験が電技解釈を上回るレベルで実施されていること、また、近年の施工品質管理技術の向上などにより、輸送時や施工による絶縁性能への影響は少ないと考え、設置後の常軌対地電圧の印加による確認で絶縁性能は確保されていると評価する。

参考5.民間規格等のリスト化について（1/8）

4月1日の電技解釈改正を受け、JESCホームページに電技解釈に関連付く規格一覧を掲載（リストA） JESCホームページ（https://www.jesc.gr.jp//jesc-assent/quotation.html）（当該箇所抜粋）

日本電気技術規
Japan Electrotechnical Standards

JESCの活動 ▼　JESC規格 ▼　委員会の開催 ▼　委員へのお知らせ　パブリックコメント

国の基準への引用規格など
（国の電気設備の技術基準の解釈へ関連付けもしくは直接引用された規格のリスト）

日本電気技術規格委員会で評価後、国の基準へ関連付くもしくは直接引用された民間規格等※のリストです。
無償で公開している民間規格もありますので、下記の関連情報を確認の上、ご活用ください。

※民間規格等とは、JESC規格、JIS規格、JEC規格などをいう。

リストA.　国の電気設備の技術基準の解釈に関連付く規格のリスト　閉じる へ

リストAは、新たな基準体系として電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）に「日本電気技術規格委員会が承認した規格」として、電技解釈本文と関連付けられた民間規格等のリストです。

日本電気技術規格委員会は、国が定める「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（20200702保局第2号 令和2年7月17日）に基づき承認された民間規格評価機関であり、当委員会にて承認した規格については解釈へ関連付けられています。

電技解釈本文の記載例（電技解釈第57条第1項第二号イ（へ）より）

（へ）民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した規格である「「鉄塔用690N/mm^{2}高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用」に規定する鉄塔用690N/mm^{2}高張力山形鋼

※上記本文に示す「民間規格評価機関が承認した規格」は、リストAに示す民間規格等と関連付けられています。

参考5.民間規格等のリスト化について（2/8）

（2022年4月1日　現在）

リストA.			
電技解釈	規格番号	規格名	適用
第9条第4項第四号イ	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	・「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。
第15条第1項第四号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.1 特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第16条第1項第二号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第16条第6項第三号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.3 器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第18条第1項第四号	JIS T 1022(2018)	病院電気設備の安全基準	・「病院電気設備の安全基準」に規定する「附属書A（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。
第20条	JESC E7002(2021)	電気機械器具の熱的強度の確認方法	・「3 電気機械器具の熱的強度の確認方法」によること。

参考5.民間規格等のリスト化について（3/8）

第31条第2項	JIS C 1910-1(2017)	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項	・「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項」に適合する3軸のものであること。
第34条第2項第二号イ	JIS C 4604(2017)	高圧限流ヒューズ	・「高圧限流ヒューズ」に規定する「5 設計，構造及び性能」に適合するものであること。
第34条第2項第二号ロ	JIS C 4604(2017)	高圧限流ヒューズ	・「高圧限流ヒューズ」に規定する「6 形式試験」、「7 特殊試験」、「8 ルーチン試験」の試験方法により試験したとき、「4 定格及び特性」、「5 設計，構造及び性能」に適合するものであること。
第39条第2項	JIS C 1910-1(2017)	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項	・「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項」に適合する3軸のものであること。
第40条第1項第二号	JIS B 8210(2017)	安全弁	－
第40条第2項第二号イ	JIS B 8265(2017)	圧力容器の構造 - 一般事項	－

参考5.民間規格等のリスト化について（4/8）

第40条第2項第五号	JIS B 8210(2017)	安全弁	－
第46条第1項第六号ホ	JIS K 7350-1(2020)	プラスチック－実験室光源による暴露試験方法第1部：通則	－
第50条第2項	JIS C 1910-1(2017)	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項	・「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第１部：測定器に対する要求事項」に適合する3軸のものであること。
第56条第1項第一号ロ(イ)	JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材	・「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400又はSS490であること。
第56条第1項第四号イ(イ)	JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材	・「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540であること。
第56条第1項第四号イ(ロ)	JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材	－
第57条第1項第二号イ(イ)	JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材	・「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540であること。

参考5.民間規格等のリスト化について（5/8）

第57条第1項第二号イ(ロ)	JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材	–
第57条第1項第二号イ(ヘ)	JESC E3002(2001)	「鉄塔用690N/mm^{2}高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用	・「3　技術的規定」によること。
第57条第1項第四号イ(イ)	JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材	–
第57条第2項第一号イ	JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材	・「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540であること。
第57条第2項第一号ロ	JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材	–
第79条第1項第三号	JESC E2020(2016)	耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法	・「2. 技術的規定」によること。
第106条第6項	JESC E2020(2016)	耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法	・「2. 技術的規定」によること。
第113条第2項第三号イ	JESC E6001(2011)	バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設	・「3 技術的規定」によること。
第120条第3項第二号イ(ハ)（3）	JESC E7003(2005)	地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法	・「2 技術的規定」によること。
第122条第1項第五号イ	JIS B 8265(2017)	圧力容器の構造 - 一般事項	–
第122条第1項第五号ロ	JIS B 8210(2017)	安全弁	–

参考5.民間規格等のリスト化について（6/8）

第125条第5項第三号ハ	JESC E7003(2005)	地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法	・「2 技術的規定」によること。
第133条第6項	JESC E2021(2016)	臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離	・「2．技術的規定」によること。
第165条第2項第五号ハ	JIS G 3352(2014)	デッキプレート	・「デッキプレート」に規定するSDP3に適合するものであること。
第165条第2項第五号二 165-1表	JIS G 3352(2014)	デッキプレート	・「デッキプレート」に規定するSDP2、SDP3又はSDP2Gに適合するものであること。
第165条第4項第二号イ	JESC E6004(2001)	コンクリート直天井面における平形保護層工事	・「3．技術的規定」によること。
第165条第4項第二号ロ	JESC E6005(2003)	石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事	・「3．技術的規定」によること。
第166条第1項第六号ハ	JESC E6002(2011)	バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設	・「3．技術的規定」によること。
第172条第2項第二号	JESC E6003(2016)	興行場に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構設備の配線	・「2．技術的規定」によること。
第172条第2項第三号イ	JESC E3001(2000)	フライダクトのダクト材料	・「2．技術的規定」によること。
第172条第3項第一号	JIS C 3408(2014)	エレベータ用ケーブル	・「エレベータ用ケーブル」に規定する「5　材料、構造及び加工方法」に適合するものであること。

参考5.民間規格等のリスト化について（7/8）

第172条第3項第二号	JIS C 3408(2014)	エレベータ用ケーブル	・「エレベータ用ケーブル」に規定する「6　試験方法」の試験方法により試験したとき、「4　特性」に適合するものであること。
第172条第4項第二号	JIS C 3410(2018)	船用電線	・「船用電線」に規定する「5　材料及び品質」及び「6　構造」に適合するものであること。
第172条第4項第三号	JIS C 3410(2018)	船用電線	・「船用電線」に規定する「7　試験方法」の試験方法により試験したとき、「4　特性」に適合するものであること。

リストB.　国の技術基準の解釈などに直接引用しているJESC規格のリスト　開く

※　以下省略

参考5.民間規格等のリスト化について（8/8）

4月1日の電技解釈改正と、JESCホームページ（リストA）との関係（例）

電技解釈の本文 （下線部が4/1に改正）
【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】 第15条　高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 （省略） 四　特別高圧の電路においては、**民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。** （省略）

JESCホームページ（https://www.jesc.gr.jp/jesc-assent/quotation.html）

（2022年4月1日　現在）

リストA.

電技解釈	規格番号	規格名	適用
第9条第4項第四号イ	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	・「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。
第15条第1項第四号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.1 特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第16条第1項第二号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第16条第6項第三号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.3 器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第18条第1項第四号	JIS T 1022(2018)	病院電気設備の安全基準	・「病院電気設備の安全基準」に規定する「附属書A（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。